藩令見聞志 巻三

へ遠 13
2475
83

へ函13
2475
83

余穢榮

續倉見聞志 巻之拾三

目録

一 雷震乃事附 將軍家御退居
一 夏雪乃事附 小條修理亮附氏
一 辛丑乃事
一 嘉永十年 雷の事

一　附将軍家ニ暴而ニ乗入の事

一　天変地妖ニ祈祷乃事

一　名護屋ニ色狼藉の事

附　年の六月廿日　武蔵守秀忠附

と読ミ申す

雷震乃事附将軍家ニ退

居間巻助例乃事

同六月九日雨の刻ニ雷震

雷ハ鳴ル夕立降雨

の中ニ雷光撃雀

霹靂雷ハ雨ハ

降雨ニ人民肝魂を失ふ所

手法所乃車輪乃如
乃ゝ人ゝ為かゝ拒ま障事
四方に散り後判官ゞ下
紀ま人 ま連 死事
伐七ゝ乃色ゝ古門
山ゝ事か同十四日ま種ま時房
武蔵ま泰時 紀伊 源波

入道殿ま 駿河前司義村 民部
大夫殿 加賀ま 廉俊 洋西忠
重氏等 ゝ 西乃廊下ふ
合合ゝ 去ん雪 ま戌ゝ
鶴種 ふ 将軍家
御所氏さゝ 元藤ふ 石
ふ法ゝ 吉山 氏 紀ゝ

神武天皇
氏中臣の祖先紀の昭古
乃古世く者の
之醜雄を宮乃清宮延喜八
年六月廿六日清涼殿乃神
乃方柱乃下霹靂を為
大納言清貴卿右中弁帝世

たちまち雷鳴りて逝去
ありて天子常寧殿へ
入御南へまいらせられ獨職
乃御位山を下りて
御位入道ありて延喜乃例
不吉なる同八月廿日清涼と
下り給ふ況や常寧殿へ

入御ありしより遷幸まで一へし
しかるに義村申されし右大将家
奥州乃泰衡と責ましまし
しに御陣中に雷落ちけるに
承久の兵乱の時右京大夫義
時のかまくらのうへに雷落ちて是
こそ吉事なれ 怪異觸穢乃

義なりしとぞ中に廣俊のいで
く先例をいはゞ先は右
ひのまへにまで御沙汰有べしと
易筮まち〳〵なりしに一変とぞ
見えたり其人の陰陽師と
ゆきまさ占せしかば泰貞申
事なりし雷乃落ちなりし何方も

同事ハ御成遠慮ニ
事ハ申いたし候ハ晴賢
ハ雷乃為ニ
藏ハ屋かべ
ハ和学ニ
ハ遠慮
ハ童蒙ハ

為乃為ニ所ニ遠慮
ハ御成遠慮ニ
学ハ師員ハ
ハ後事極度ハ将軍家の
ハ先祖ハ大炊殿ハ
事ハ内雷震行ハ
ハ先祖ハ彼ハ子孫ハ

南都改まるも いよいよ白鷺叢
ちりぢり 聞ぐるに 住例 ちりぢり
ちりぢり 時貴 雑
孫乃 叢 貴 ちりぢり
仏 大炊殿 ちりぢり 戦 祖 ちりぢり 焼
殿 ちりぢり 今に 荒 男 一宇乃
事 ちりぢり ちりぢり 絶 ちりぢり

三十八歳 ちりぢり 法 滅 ちりぢり
ぢ 家上乃 古例 ちりぢり 雑
ちりぢり 三浦 義 ちりぢり 世 義 と 威 ん
して 何 ちりぢり ちりぢり
ちりぢり 七人乃 陰陽師
ちりぢり ちりぢり 内 或人 ぐ 別
事 ちりぢり ちりぢり 人 法 面 と ちり

[illegible]軍[illegible]田[illegible]
[illegible]武蔵国秦附乃亭に入
[illegible]

夏雷乃事 附小條隆亮

同月廿六日 [illegible]国 [illegible]郷[illegible]
[illegible]九日

[illegible]乃刻ハ南国府田乃荘[illegible]
大雷[illegible]天地横[illegible]と
[illegible]武蔵国秦附[illegible]
[illegible]国武蔵国金子の[illegible]
[illegible]雷[illegible]夜[illegible]
[illegible]義[illegible]
[illegible]歎[illegible]死[illegible]進

六月朔日夜さに入り
[illegible]の日し[illegible]年
乃北[illegible]ども[illegible]
夏[illegible]
秋疫病[illegible]
[illegible]
[illegible]大数の実
[illegible]命と[illegible]

[illegible]年四月[illegible]
[illegible]書典
[illegible]軍糸の改
[illegible]
[illegible]世成敗[illegible]
[illegible]湯乃[illegible]
[illegible]道乃[illegible]
[illegible]義時を
[illegible]百成と助[illegible]

[illegible]氏源[illegible]勅をけふ夏の
帝に書乃源高[illegible]孝元天皇
三十九年三月に書ふか推古
天皇三十四年六月大書源ふか
號[illegible]天皇延喜八年六月に
大書ふか昆陽ふ古ふり亦
南今乃清宮に南ふく今月

九日書源高[illegible]河[illegible]帝世
おの〳〵古人と源ふく上古乃
時に不[illegible]末世の今
九夏の月に書源ふか事をいう
[illegible]冥[illegible]ふかまじく思ふ
人をかう書ふ泰時の橋男
修理亮時氏去る貞應三年六

月ハ吉種吉時信の長男ニ掃部助
時望ト同年ニ京都六波羅ハ上
洛ト洛中ノ成敗ヲ為ス為人
ちゑゆ文ニ暫ク高野ニ隠ル
所ク時氏病気ニ依テ遠倉ハ
帰リ泰時先後ノ高時ノ
暫ク上洛シ時氏ヲ

ハ上ク病悩ス六月十八日ニ
終ク卒ス次男時実ハ去ル
嘉禄三年六月ニ卒セ四年
乃男ニ泰時ニ三人の
子息とうちゑ為場ちゑ
ちゑ陽ハ成敗ニ
ちゑ事ちゑバ

附ける戸代人為寺に奉
送り中陰の仏事いと為
す賞とまかり
嘉永七年
御将軍家重薨の変
同七月十七日東乃海に
参乃ぶ八月六日豊須に
到り浦が浦に漁を
押かけ
その数代知れず
いまだ乃ぶの代
為代きかに合う
同八月八日申乃刻に人

風吹き雨つよく荒れ狂ふ
草木の葉枯れ落ち
ひびく人数多く
九月八日申刻より
小雨降り少しの止まり
大風雨清水申とまで
諸社の宮殿民家
ふとく多破損
物倒れ道
多く車に行き又塩泉乃
国豊田郡小石の海辺車
雨乃ひびく大木
かうち申細長御道
二十除里乃間人馬多獣
歩み為ものと知で

去る十一月十八日ふ雷雨はげしく
かなりしに近江風雨ありにしく
申乃刻より雷いかり大きく
雷ふり諸人魂と失ひ
奉代の書物
奉動く雷鳴
十二月十日ふ客星あり長
第し災変しるべ事しけるぞ

病疫疫癘流行の場所
家族諸人中多
ふ毛手ふりし将軍家ふも
歩つしかの歩行
持ふふ今年ふ将軍も
十三歳ふ成ふ四歳ふ
乃事仕沙汰ふ故将軍

[illegible]の乃山[illegible]井の[illegible]て出年
二十八歳小[illegible]ル[illegible]ル将軍の
[illegible]臺所[illegible]宮[illegible]ら十二月九
日吉日[illegible]早[illegible]密[illegible]
[illegible]臺[illegible]小町
口[illegible]入[illegible]武[illegible]大[illegible]政村
大炊助有[illegible]下[illegible]

[illegible]ら[illegible]内[illegible]武[illegible]
義[illegible]時[illegible]
[illegible]
後[illegible]
[illegible]

天変地妖[illegible]祈祷の[illegible]
[illegible]年[illegible]天変

右續き武蔵国高麗郡内山中村
源く痛元山形村の内元
法寺の弥兵衛仰を入檀の
法く宗令騨鳥毛元慶四年
乃秘法式形式
法国の五ヶ所へ家法
を練式相談
寛仁元年民部大輔入道
形法と寺形一冨東の内
十施形せ菜久の寺元
乃後法玉郎荘園彩補
の地所所番乃美も先寺護
人も大犯三ヶ条乃和も与内
の形法式を慶式護

地蔵菩薩の御願
ありしかのごとく六波羅乃石
仏為ぎるの乃ち二度八宿免
行ものし乃ち和解ふ申三度し
おもぐ〳〵ち沙汰ひ次し
竊盜乃事 物百文より以下の
犯を一倍とまりく作事
無一百文以上ハ重科ゆり
ちなと搦めて禁じ
妻子親族ハ所流のごとし
同じくまたの為度 皆し
宮 法中 法社の神事参礼
小かわ中 職 行ぐる 氏下の
族 武家 好 条 停止

是しを相まこと旱
頻りて疫病諸国に
流行し是に天下
春年国家安全乃ち定
長八幡宮小社三十口の
宮殿造成し人般喜悦
と讀誦せり九月十日
乃ち問答講成就し
中旬より南風
止む事三日
宮井乃浦の居の前
風乃神と祭り清潔
祭文と書進ず罪科
出雲乃例

東海道諸国の軍勢
[illegible]
[illegible]
武蔵国住人
大隅兵衛尉貞
[illegible]
[illegible]
南風
名護屋
[illegible]
[illegible]

[illegible]年の三月
蒲冠者源範頼
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]時信[illegible]出仕乃[illegible]
遠[illegible]に[illegible]乃[illegible]小[illegible]
紙屋[illegible]紙[illegible]乃[illegible]
[illegible]宿[illegible]今[illegible]待[illegible]集
[illegible]無[illegible][illegible]人[illegible]
[illegible]乃[illegible]無[illegible]も[illegible]
[illegible]潮[illegible]小[illegible]待[illegible]時[illegible]

平の[illegible]無[illegible]所豊[illegible]武
[illegible]者[illegible]豊時[illegible]向[illegible]
[illegible]に[illegible]重[illegible]
[illegible]乃[illegible]玉[illegible]
[illegible]無[illegible]向[illegible]
[illegible]先[illegible]
と軍[illegible]山豊[illegible]

たゞ武士ハ
事ハ
ゝを不覺ゝ
も乃
乳世乃
ゝべ
ときく
人の世ゝ

ゝの事ゝ
眼前ゝ
ゝ
ゝ
ゝ人乃
ゝ
ゝ
ゝ武道ハ人
ゝ
ゝと思ふ
一族
ゝ害
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

軍くい仏人を定えく小
事と思へ給ふ共壱岡くの石
くい建居兼久の大敵く遠ぐ
と寄ぐる而の軍中た紀緒者
も、記まるる中成先へ
うまいたり常様篇くいもや
見物橋ま圓て正成敗の式條

と域く山陰山陽方書
元廉連く治く清橋兼全成
執筆ら人十ケ条成定めら
同く七月十日設道ま新元
事成表して海生尻指ま人
紀光又連書し寺稱ま内廉
たまひま基世記光又小判秋

と度々申し合ひ候ハ、後世海の
是非共に出法式を載せ申
べき儀に候ハ、毛利方へ書先
二年ハ法海之体合式相撰申
是非に渡し申べき之ハ海内の
繕是を罪科乃鳴法式今年
ハ天下国郡の沒書出式目

小法ハ上ハ上ハ京人乃私
曲たるハ仁徳論衆然共の人を
仁徳慶長の軌範肥前家兼年
の宝典ハ法式去年今年いう
ちか来星く南のめん方遠き大
風大雨大地震続き早魃火難
疫病ハ申か天災地妖ハ

世之法初乃元人法秘法と行
ひ乃元中し時分今年ハ変
例旋災の起り並穀潰
業薪高直くして粟ハ五と炊
き薪を焼式燈世中
乃人民百姓国郡乃事
ふ乃初乃訳なきもの子孫
乃きをも多の煙り富く絶
飢合の夜居乃失て脇鉢
乃巻神式乃法まで高麦の外
を海と陸ぐ世大事式
軍乃ぐ高く物式せどて子細
と軍庭乃内ハいぶかるべき
ち神郡井式乃湯式

敵の船共組つき漕ぎ寄せると助
くらうとぶつ組の用ふり立てつて
中を通ハ登場井理おかつて敵を
ものとも敵面て後向境て
ものとも敵うけ物ものとも威源氏
流ものとも紙屋内井事
と軍ものいよものとも義村帰

かつ一番ものとも勝氏命ものとも
手勝乃事ものとも春村の流ものとも
与一義二乃内前氏ぶんぶべて
勝ものとも逆ものとも内ものとも
得ものとも前進ものとも源氏